

京都市告示第247号

京都市自転車等放置防止条例第3条第2項及び第3項の規定に基づき、自転車等撤去強化区域を指定したので、同条第4項により次のように告示し、区域図を建設局自転車政策推進室において縦覧に供します。

平成29年7月10日

京都市長 門川大作

区域の名称	区域	区域となる日
国際会館自転車等撤去強化区域	左京区 岩倉大鷲町, 岩倉中大鷲町, 岩倉南大鷲町, 岩倉東五田町の区域に存する公共の場所	平成29年7月10日

(建設局自転車政策推進室)